



動物用医薬品

2020年1月改訂

貯 法 遮光・密封容器、室温保存

承認指令書番号	30動薬第317号
販売開始	1999年1月
再審査結果	2009年7月6日

塩酸クレンブテロール製剤

劇薬 要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

プラニパート®

【成分及び分量】

品名	プラニパート
有効成分	塩酸クレンブテロール
含量	1mL中0.03mg

【効能又は効果】

- 牛:下記の場合における産科学的処置時の 子宮平滑筋弛緩
 - 1) 難産の原因となる胎子失位 (異常胎 位、異常胎向、異常胎勢)、子宮捻転
 - 2) 帝王切開
 - 3) 子宮脱

【用法及び用量】

1頭当たり塩酸クレンブテロールとして 0.3mgをゆっくりと静脈内に単回投与する。

【使用上の注意】 (基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は、要指示医薬品であるので、獣医 師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は、効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。

・本剤は、「使用基準」の定めるところに より使用すること。

注意: 本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(牛)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

牛: 食用に供するためにと殺す る前9日間又は食用に供する ために搾乳する前120時間

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・使用期限を過ぎたものは使用しないこと。
- ・本剤の保管は直射日光、高温及び多湿 を避けること。
- ・小児の手の届かないところに保管する こと。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他 の容器に入れ替えないこと。
- ・開封後は速やかに使い切ること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体 条例等に従い処分すること。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例 等に従い処分すること。

使用済みの注射針は、針回収用の専用 容器に入れること。針回収用の容器の廃 棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃 棄物処分業の許可を有した業者に委託す ること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

・誤って注射された者は、直ちに医師の 診察を受けること。なお、本剤の添付文 書を持参することが望ましい。

(牛に関する注意)

- 頻脈を起こすことがある。
- 副作用が認められた場合には、速やか に獣医師の診察を受けること。

(取扱いに関する注意)

注射器具は滅菌又は者沸消毒されたもの を使用すること。 薬剤により消毒をし た器具又は他の薬剤に使用した器具は使 用しないこと(ガス滅菌によるものを除 く。)。なお、乾熱、高圧蒸気滅菌又 は煮沸消毒等を行った場合は、室温まで 冷えたものを使用すること。

(専門的事項)

- ①対象動物の使用制限等
- ・ 陣 痛 微 弱 の 場 合 は 使 用 し な い こ と 。
- ・肉質改善等の目的で使用しないこと。
- ②重要な基本的注意
- ・本剤の投与により子宮からの出血傾向が 強くなることがあるため、子宮出血が認 められる場合は、止血剤等で処置をする こと。
- ・同系統の薬剤で高血糖が起こることがあ るので、高血糖牛には注意して投与する こと。
- ③相互作用
- 相加作用を避けるため、他のβ刺激薬 及び血管拡張薬と併用しないこと。
- ・オキシトシンの効果に対して拮抗する。

【薬理学的情報等】

(薬効薬理)

プラニパートは塩酸クレンブテロールを 主成分とする注射剤です。

クレンブテロールは子宮平滑筋を選択的 に弛緩させるβ受容体刺激薬で、子宮平滑 筋が弛緩することで牛の難産救助や子宮脱 整復などの産科学的処置を容易に行うこと が可能となります。

【包装】

50mL 1バイアル

【使用期限】

ラベル・外箱に記載

【製品情報お問い合わせ先】 ベーリンガーインゲルハイム アニマルヘルス ジャパン株式会社 〒141-6017 東京都品川区大崎2-1-1 TFI 03-6417-2800

販売元



日本全薬工業株式会社

ZENOAO 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

製造販売元



Noehringer ベーリンガーインケルハイム Ingelheim アニマルヘルス ジャパン(株)

東京都品川区大崎 2-1-1

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若し くは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場 合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、 上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(http://www. maff.go.jp/nval/ivakutou/fukusavo/sousa/index.html)にも報告をお願いします。